



Title	北海道林業労働に関する研究(Ⅲ)：雨龍演習林の林内植民について
Author(s)	加納, 瓦全; KANO, GAZEN
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 15(2), 197-237
Issue Date	1952-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/20686
Type	departmental bulletin paper
File Information	15(2)_P197-237.pdf



北海道林業労働に関する研究 (III)

雨龍演習林の林内植民について

助教授 加納瓦全

STUDIES ON FOREST LABOUR IN HOKKAIDO (III)

ON THE FOREST COLONIZATION IN THE URYU EXPERIMENT
FOREST OF THE HOKKAIDO UNIVERSITY

By GAZEN KANO, *Assistant Professor*

目 次

序 言	197	IV 農家經濟調査	207
I 雨龍演習林の概況	198	1. 調査の方法と調査結果の概要	207
1. 位置及び沿革	198	2. 土 地	210
2. 地勢, 地質及び土壤	200	3. 勞 働 力	213
3. 氣 象	200	4. 生産手段	217
4. 林 況	201	5. 農業收穫とその商品化	220
5. 交 通	202	6. 農家收入	222
6. 産業の概要	202	7. 農家支出	224
II 雨龍演習林の林内植民	203	8. 收支對照及び貯蓄	229
1. 林内植民の概況	203	V 農家經濟調査の總括	231
2. 農耕地の賃借契約	204	結 言	235
III 調査部落の一般的概況	206		

序 言

林業労働者の確保固定策として、從來北海道に於て廣く行はれた林業植民は、人口稀薄で労働力の供給不十分であつた時代には相當の意義があつた様に考えられるのであるが、労働力が比較的豊富となり、同時に農地の開拓が廣く山間にまでおし進められた現在においては、その労働者確保固定策としての意義は失はれるか、或は減少したのではないかと考えられる。

また、北海道では林業労働者の大部分は農民であり、林業植民農家と否とにかかわらず、一般に農家経済にとって林業賃労働は重要な意味を持つている。これは山間または森林の周辺に展開する農家において特に著しいと考えられる。

本稿は、農家経済の内部より、林業植民制度の現代的意味(歴史的なそれではなく)を検討し、あわせて農家経済と林業労働との関連を究明しようとして行つた調査の結果である。調査は昭和25年7月に行い、調査地として北海道大學雨龍演習林林内植民農家の2部落と一般農家の1部落とを選んだ。林内植民部落の1は森林内或は森林に近く存在し、他の1と一般部落の1とは森林より比較的離れて存在している。これらの部落を比較し、且つ各部落において農家階層を上中下に分つて調査し観察した。

調査の重點は林内植民農家と一般農家の経済上より見た差異、農家経済の林業賃労働収入との関係、及び農家労働力の農林その他への配分などに置いた。

林業労働、とくに北海道の斫材労働は著しく季節的であり、専業労働者が少ないので、熟練労働者の確保固定策は林業経営上から見て重要な問題である。また、農家経済における林業賃収入の比重を検討することは、大部分の農家が農業収入のみで生活を維持することが困難である我國の現状において、農業政策上重要な課題であるばかりでなく、森林と地元住民とのつながりを考察する場合にも缺くべからざる基礎的な問題である。

本稿は林内植民農家の實態を分析することにより、この様な問題に對する基礎的資料を提供せんとするものである。この研究は文部省科學研究費交付金の補助によつてなされた。

1 雨龍演習林の概況

1. 位置及び沿革

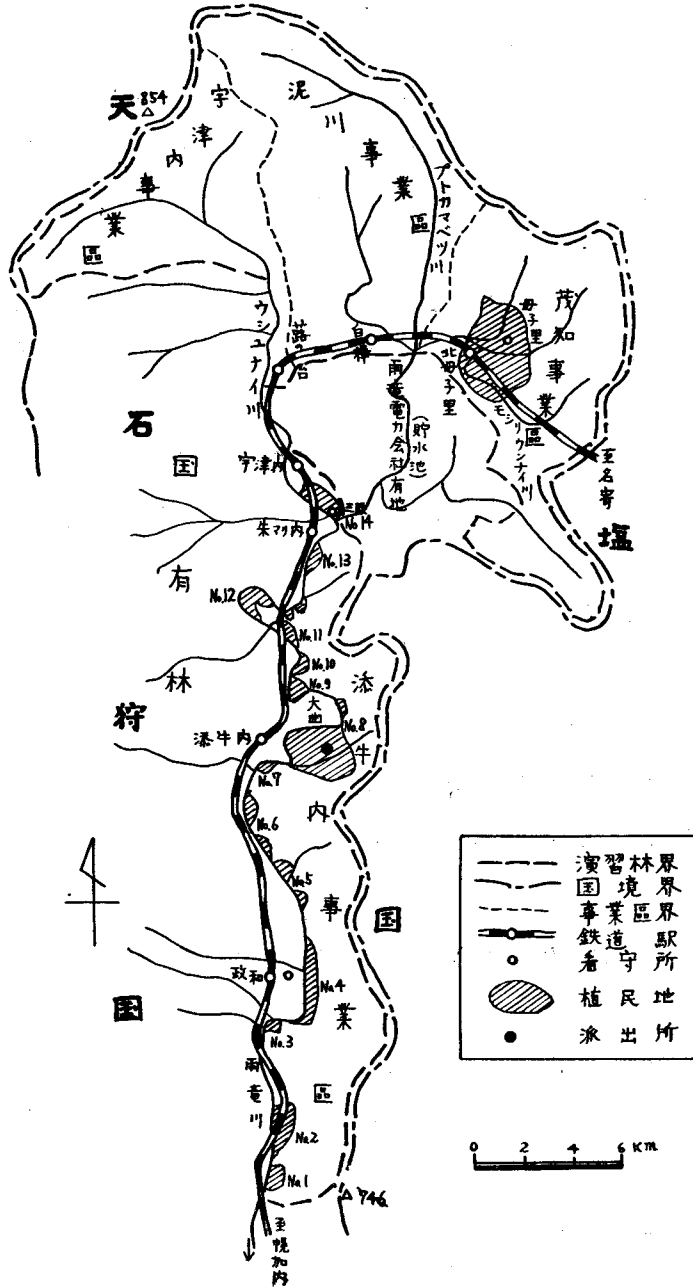
雨龍演習林は石狩國雨龍郡幌加内村にあり、石狩川の支流雨龍川の水源をなす山岳林である。西は雨龍川を距てて國有林(舊御料林)と對し、北及び東は天鹽、石狩の國境を以て國有林、道有林に境している。而して、そのほぼ中央部に雨龍電力株式會社の社有林が介在して、演習林を兩斷している。本演習林の施業を實行する機關は雨龍演習林派出所である。派出所は國有鐵道深名線添牛内驛を距る約2.2kmの地點にある。

雨龍演習林は曾て國有林に屬していたもので、明治34年3月札幌農學校維持資金として臺帳面積29,752.08haを内務省より移管せられ、第一基本林と稱した。明治40年9月札幌農學校が東北帝國大學農科大學となるに及んで雨龍演習林と改稱され、さらに大正7年北海道帝國大學が開設されるや、その所管となり今日に至つている。昭和3年中央部5404ha餘を發

電用貯水敷地として雨龍電力株式會社に賣却した。現在、實測面積 27,902 ha である。

明治 42 年、本林の南端に看守所を設け、大正 2 年、之を派出所と改めた。その後北方の開發にともない、大正 7 年現在地 (添牛内驛より 2.2 km の地點) に派出所を移轉し、同 9 年教官宿泊所竝に官舎を附設した。昭和 3 年、三股に同 6 年母子里に同 7 年政和に夫々看守所を設

第 1 圖 雨龍演習林概略圖



け本林の保護及び管理にあつている。

2. 地勢, 地質及び土壌

本林は雨龍電力株式会社への賣却地によつて南北の二團地に分れている。南方の團地は添牛内事業區であり、北方の團地は茂知、泥川、宇津内の3事業區である。南方團地である添牛内事業區は天鹽、石狩國境の山脈と雨龍川との間に挟まれ、南北40 km、東西4 kmの狭長なる區域であるため、地勢は概して急峻で、平坦地は雨龍川沿岸に散在するにすぎない。國境山脈の最高峰は746 mのクネ岳である。北方團地は北、東及び西の三方を天鹽、石狩國境山脈にかこまれ、南方は分水嶺及び川を以て國有林及び雨龍電力株式会社社有林に接している。國境山脈は概して峻峻で最高峰は西北部にあたる854 mである。内部は國境山脈の支脈が南北に走っているが、その中、泥川、宇津内兩事業區界をなす山脈が比較的峻しく、その最高峰は683 mであるが、その他は概ね緩傾斜地で、農耕適地となる平坦地をかなり含んでいる。水系を見ると、ウシユナイ川、プトカマベツ川及びモシリウンナイ川が概ね北より南に流れ、いづれも雨龍川に注いでいる。

本林の地質は大部分新生界系統に屬し、南方の狭長なる地域は第三紀層で、砂岩、礫岩、頁岩を基岩とし、國境附近に於て中生層と相接している。北方のプトカマベツ川流域は集塊岩の發達が著しく、一部には中生層の露出が見られる。河川の沿岸には肥沃なる沖積層が發達している。土壤は概して淺く、粘土質に富んでいる。

3. 氣 象

氣候は比較的寒冷である。寒暑の差のやや大きい内陸性の氣候と言つてよい。また、北海道有数の深雪地帯に數えられ、積雪2~3 mに達する。本演習林は南北に細長いため、場所によつて氣象條件はかなり異なるものと思はれる。母子里看守所の記録を示すと第1表の如くである。

第1表 雨龍演習林の氣象狀況 (母子里看守所)

(氣 温) 攝氏度

年 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
昭和 14	-11.92	-12.06	-7.43	-0.40	6.04	14.56	19.10	18.72	14.76	5.64	-0.60	-6.77
〃 15	-14.16	-11.74	-4.22	-0.08	7.14	12.66	17.82	18.10	11.12	5.96	-0.18	-6.12
〃 16	-11.12	-10.11	-7.42	-0.09	6.89	13.10	15.18	14.77	13.41	6.73	-0.70	-8.99
〃 17	-14.16	-14.01	-5.66	-1.31	7.13	17.66	18.00	16.74	12.19	5.61	-0.99	-7.96
〃 18	-11.56	-11.75	-7.72	-0.17	5.57	14.33	20.62	20.19	14.24	6.36	-1.64	-7.91

(降雨量) mm

年	月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
昭和 14				99.6	85.3	111.2	274.1	150.0	171.2	142.0	191.2	
〃 15				79.8	69.0	58.5	116.3		176.4	159.6	201.7	
〃 16				49.6	119.9	73.9	111.8	189.3	181.0	325.5	161.1	
〃 17				72.9	109.8	106.5	115.5	148.6	188.3	182.3	283.7	
〃 18				39.9	93.0	52.2	202.8	277.4	180.1	168.6	259.4	

(降雪量) mm

年	月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
昭和 14	299.7	222.2	133.1	22.0								176.4
〃 15	154.8	154.6	184.0	175.0								167.8
〃 16	311.0	293.0	275.0	2.0								284.3
〃 17	419.0	325.0	109.0	58.0								272.5
〃 18	154.3	154.0	84.8	75.6								123.6

融雪日は昭和14年5月14日、15年5月15日、16年5月27日、17年5月23日、18年5月10日

(地温) 攝氏度 (地下 0.5m)

年	月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
昭和 16	2.10	1.63	1.45	1.26	5.38	11.75	15.08	17.35	16.30	11.57	5.15	3.28
〃 17	2.01	1.32	1.04	1.03	5.53	12.25	16.38	17.66	15.83	10.97	5.92	3.03
〃 18	2.17	1.15	0.48	0.63	9.68	11.57	16.79	19.44	17.71	12.07	6.20	6.80

4. 林 況

概括的に言えば廣葉樹の多い混交林である。その主要なる樹種は針葉樹ではアカエゾマツ、トドマツ、エゾマツ等で、廣葉樹はミヅナラ、ヤチダモ、ニレ、イタヤ、シラカバ、セン、シナノキ、サイハダカンバ、ハンノキ、オニグルミ、ホホノキ、キハダ、シウリザクラ、ドロノキ、ヤナギ等である。林相は南北兩團地に著しい差異がある。北方團地には未だ斧鉞の入らない原生林も存在し、一般に澤沿いに廣葉樹、ことにヤチダモ、アカダモ、ハンノキ等が多く、これにアカエゾマツを混じている。緩傾斜地にはアカエゾマツ、トドマツなどの針葉樹多く、これにナラ、カバ等の廣葉樹を混する。山岳地帯に至ればシラカバ等の廣葉樹が次第に多くなる。箇所により鬱蒼たる美林を形成しているが、概して疎開に傾き老木が多く、後継樹の發生が不良である。南方團地は古くから伐採せられ、現在は林相が著しく荒廢している。針葉樹は極めて少なく廣葉樹の純林となつている所が多い。

5. 交 通

鐵道は日本國有鐵道深名線が雨龍川に沿うて深川より北上し、のち、演習林の北部を東西に横斷して天鹽國名寄町に達している。その間、演習林に沿い、或は演習林内に存在する驛は本林の南端より雨煙別、政和、添牛内、朱鞠内、宇津内、路ノ臺、白樺及び北母子里の8箇所である。林産物運輸及び住民の交通は主としてこの鐵道によるのであるが、交通の條件は比較的良いと言える。この鐵道は昭和4年、鷹泊、幌加内間が開通し、昭和7年、朱鞠内まで、昭和16年、名寄まで開通したのであるが、それまでは交通極めて不便で、北方地域の開發は遅々として進まなかつた。

道路は演習林を東西に横斷して政和より天鹽國温根別村に、添牛内より天鹽國士別町に、母子里より同じく天鹽國美深町に至る3本があるが、構造不完全で餘り利用されない。

6. 施業の概要

施業計畫は明治43年、交通が比較的便利であつた南方地域約20,224 haに對して假施業案を編成したのが最初である。その後、北方の開發に伴い大正14年、この地域の中三股以北の約13,009 haを三股事業區として分離し、三股下流の地は昭和4年檢訂を行つて添牛内事業區と稱した。昭和3年、三股事業區の中5,404 haを賣却したので、同4年残りの地を茂知事業區と改めた。本林の西北部は交通極めて不便で、永い間開發されず、施業案も編成されなかつたが、昭和3年、森林調査を行い、同10年に施業案を編成し、泥川及び宇津内の2事業區とした。

作業種は添牛内事業區の一部約1,020 haの區域に皆伐作業が行はれるほか、他はすべて擇伐作業である。

各事業區毎の面積、蓄積、標準年伐量などを示すと第2表の如くである。

第2表 雨龍演習林の施業概要

事業區名	種別	面積 (ha)	蓄積 (m ³)	標準年伐量 (m ³)	作業種	輪伐期 (年)	回歸年 (年)
添牛内		7,432	564,016	—	擇伐	180	60
茂知		7,017	1,043,298	7,405	皆伐	100	60
泥川		8,496	1,550,630	25,090	擇伐	120	30
宇津内		4,957	730,641	9,309	〃	120	30
計		27,902	3,888,585	41,804		100	25

人工植栽は大正3年より主として山火跡地及び風蟲害等のため著しく疎開となつた箇所にカラマツ、ドイツトウヒ、ドイツクロマツ、ヤチダモ、オニグルミ、シナノキなどを植栽した

が、その成績は良好ではない。現在添牛内事業區の皆伐作業級に對してはトドマツ、エゾマツの人工植栽が行はれているがその面積は小さい。擇伐作業級に對しては天然更新が行はれるがその更新狀況は一般に不良である。

明治 41 年より立木の賣拂が行はれたが、大正 5 年以降は、地元住民への自家用薪材を除き官行斫伐を實行した。その當時は交通極めて不便で、素材は管流に便利な地點で處分した。輸送方法は管流に限られたため廣葉樹は殆ど伐採されず、針葉樹のみが利用された。

昭和 21 年度より 4 年間の立木伐採量を見ると第 3 表の如くである。

第 3 表 雨龍演習林立木伐採狀況 (昭和 21~24 年度) 單位 m³

種別 年度別	立木處分		官行斫伐		製炭原木		合計	
	針葉樹	廣葉樹	針葉樹	廣葉樹	針葉樹	廣葉樹	針葉樹	廣葉樹
昭和 21	4,032	7,218	6,512	52	—	483	10,544	7,753
” 22	1,509	5,444	10,566	3,524	—	483	12,075	9,451
” 23	929	4,499	12,823	2,402	—	799	13,752	7,700
” 24	1,140	6,563	11,465	1,522	—	742	12,615	8,827

II 雨龍演習林の林内植民

1. 林内植民の概況

演習林の開発當初は人口が稀薄であつたため、林業勞働力を得ることが困難であつた。林業勞働力を確保固定すると共に、林内の農耕適地を集約的に利用するため、明治 43 年以來、雨龍川沿岸の地に 1 戸分約 5 町歩の農地を區劃設定して植民を行つたのが本演習林林内植民の始めである。低廉なる賃地料を徴收して農耕に従事せしめる傍ら、必要に應じて林業勞働に出役せしめ、また常時、森林に對する災害防止の責を負わした。この林内植民は勞働力の獲得が容易でなかつた時代には演習林經營に各種の利便を與えたことが少くないと考えられる。しかし、その後、農地の開発が進み、且つ、勞働力の供給が潤澤となるに及んで、農林兩業の兩立が次第に困難となり、林内植民の効果を充分にあげ得なかつたのではないかと推察される。すなわち、農業經營が進展するにつれて夏季における林業への就勞は植民者にとつて苦痛となり、冬季斫伐事業にのみ就勞する様になると共に、一方において、演習林附近に所在する植民者以外の一般農家も冬季農閑期には林業に就勞するのが普通であつたので、林内植民者と一般の農民との實質的な區別が失われてしまつたと考えられるのである。また、演習林の事業が制限され或は減少することにより、植民者の林業勞働就勞の機會が失はれたことも少くない。現在で

(204)

は添牛内事業區で殆ど伐採が行はれないため、この地區にある植民者は演習林の事業に従事する者が少い。現在において林内植民者の特徴としては單に演習林と農地の貸借關係が存在するという形式的なものが残されているにすぎず、一般農家と植民農家とは相接續して存在し兩者を區別すべき實質的な特徴は殆ど指摘し得ない。

本演習林の林内植民は雨龍川に沿うて南方より逐次設定され、第1號植民地より順次北上して第14號植民地に達し、そのほかに茂知事業區内に母子里植民地がある。(第1圖參照)

昭和5年3月には134戸631.6町歩、昭和10年3月には237戸1140.2町歩であつた。

昭和24年度における各號植民地の借地件數及び面積は第4表の如くである。

第4表 雨龍演習林農地貸付狀況 (昭和24年度)

種別	植民地名	第1號	第2號	第3號	第4號	第5號	第6號	第7號	第8號
件數		4	16	4	17	8	7	3	59
面積(町)		20.7	79.3	16.9	73.4	48.0	37.3	13.1	261.7
		第9號	第10號	第11號	第12號	第13號	第14號	母子里	計
件數		10	8	5	18	3	17	80	259
面積(町)		52.7	46.1	26.6	90.0	15.1	57.9	393.0	1,233.0

第4表に示す所は貸借契約の件數及びその面積であつて、實際の戸數及び面積とは一致しない。1戸で2戸分乃至3戸分を兼併することは形式上出來ないのであるが、實際には屢々その例が見られる。また、農耕地の區劃數とも一致しない。

第1號及び第2號植民地は昭和25年1月、戦後農地改革の自作農創設事業にともなつて解放され、自作農となつた。

實際の植民戸數は3號3戸、4號13戸、5號8戸、6號6戸、7號3戸、8號39戸、9號9戸、10號7戸、11號5戸、12號14戸、13號3戸、14號10戸、母子里68戸計188戸である。

2. 農耕地の貸借契約

演習林内の農耕地貸付の手續ははじめ北海道大學土地貸下規程に基いて行はれていたが、同規程は會計規程の改正にともなつて自然消滅したので昭和7年以降は演習林土地貸借契約書を改正し、この契約書に基いて行つた。同契約書は16箇條よりなり、契約事項の中、主要なるものは次の如くである。土地の轉貸、權利の讓渡及び目的外の使用を禁ずる。(第3條)。植民者は演習林の事業に對する勞力の供給に應じ、且つ、防火等の森林保護に關する義務を負う。(第9條)。官用または公共用のため必要を生じた場合は契約期間内と雖も返地する。(第10條)。

貸付面積は原則として5町歩で、契約期間は12年が普通である。數年間の成功期間(鉦下期間)を認め、この期間は無料か或は極めて少額の貸付料を徴した。この16箇條の契約書*はのち若干改正され14箇條となつたが、成功期間に關する項を削除したほか、重要な變化はない。

演習林土地貸借契約書を附記すると次の如くである。

- 第1條 貸付料は毎年甲(本學總長)の發する納入告知書の通り納付するものとす。
- 第2條 貸付料の更正は4年目毎に之を行うものとす。此の場合甲は貸付料の増減を爲すと雖も乙(借地人)は異議なきものとす。
- 第3條 乙は借地を轉貸し或は其權利を他人に讓渡することを得ず又甲の承認を経ずして目的外に使用することを得ざるものとす。
- 第4條 家督相續に依り本借地を繼承せんとする場合は市町村長の證明書を添付し甲に願出てしむるものとす。
- 第5條 乙は土地を荒廢に歸せしめ依て甲に損害を被らしめたる場合は之を賠償するものとす。
- 第6條 甲は學術研究の爲期間を定め乙に依託して作物の試作家畜の飼養又は一定の方法によりて農事の經營を爲さしめ之を監督することあるべし。此の場合に於て甲の負擔すべき費額は双方合意の上之を定むるものとす。
- 第7條 乙は甲の事業に對する勞力の供給に應じ、竝防火防盜其他森林保護に關する義務を負擔するものとす。
- 第8條 官用又は公共用の爲め其必要を生じたる場合は契約期間内と雖も乙は返地するものとす。
- 第9條 前條の場合に於て家屋其他建物の取去費用は官廳及び起業者より相當拂渡すべき金額の外乙の負擔とす。
- 第10條 借地内の立木竹は甲の許可なくして之を伐採し得ざるものとす。
- 第11條 乙は演習林又は産物に損害を加へたる時は其の原因の如何を問はずは總て賠償の責に任するものとす。
- 第12條 乙に於て本契約一切の義務を履行せざる場合は保證人は乙に代つて其責を負うものとす。

* 川島三二、森林と林内植民者との關係調査 天鹽第一演習林林内植民經濟調査報告 北大演習林叢報 第5輯: 昭和11年に全文記載されている。

(206)

第13條 乙及保證人に於て本契約を履行せざる場合は直ちに解除す若し既設の物件あるときは契約解除の日より起算し 60 日以内に除去すべく右期間内に之を除去せざる場合は其物件は甲の處分に委し一切異議を申立ざるものとす。

第14條 本契約期間満了の場合は更に契約を締結することあるべし。

この契約書を見るとほとんど借地人の義務のみが規定されている。また、演習林側より一方的に契約を解除し得ること。(第8條) 貸付料の増減を一方的になし得ること(第3條第2項)などは注目すべき規定である。

借地人の義務のみが強くと主張されその権利は不安定な形でしか認められていない。極めて低い貸賃価格で貸付けるということの代償として種々の義務が負はせられているものと解せられる。

借地人がこのような契約を無条件で受入れたということは往時の國家權力の強さが背景となつていと共、借地人の經濟的社會的地位の低劣さを物語っている。

貸付料は昭和24年度に改正された。改正前は1反歩當り0.20圓乃至1.80圓、平均0.64圓であつたが、昭和24年度からは1反歩當り3.45圓、4.32圓、5.04圓の3段階となつた。平均4.64圓である。

III 調査部落の一般的概況

幌加内村は空知支廳管内の北端に位し、東西6里、南北21里、47方里の廣大な面積を占める農村である。村の中央を雨龍川が貫流し、その沿岸に農耕地が展開している。幌加内村ははじめ新十津川村戸長役場に屬したが、明治27年雨龍川を境として左岸は深川村戸長役場に屬し、同30年には右岸一帯が雨龍村戸長役場に屬した。その當時は全く斧鉞を入れない森林で覆はれ、住民は殆どなかつた。この地方が開發されたのは明治29年幌加内原野が植民區劃地と決定した以後のことである。また、添牛内地方の開發は明治43年北大演習林内植民及び同44年御料農地の貸付開始以後である。本村は行政上その後右岸は北龍村に、左岸は一巳村、次いで多度志村に屬したが大正7年獨立分村し幌加内村となつた。

昭和24年には戸數2,038、人口11,953となつている。職業別に見ると農業が最も多く1,159戸で半数以上である。運輸通信及び製造工業がこれについている。農耕地は田890町、畑2,953町、計3,843町。作付面積は馬鈴薯が1,076町で最も多く、水稻、燕麥がこれに次いでいる。又家畜は馬が1,074頭であるが牛は7頭にすぎない。農業經營の狀況は村が南北に長く、北上するに従つて山地となるため、位置によつて著しく異つている。南部の幌加内原野では水田が

多いが北上するにつれて畑が多くなり馬鈴薯が主要作物となる。澱粉製造が盛である。

幌加内村の北部は雨龍川の東岸が大學演習林、西岸が國有林となつている。國有林は舊御料林で昭和 22 年、國に移管され旭川營林局朱鞠内營林署の管轄に属している。面積約 33,000 町歩である。

村の行政區劃を部落名によつて示すと南より順次北に向つて次の通りである。下幌加内、沼牛、新成爾、土谷鑛山、親和、平和、長留内、幌加内(役場所在地)、雨煙内、殖民地、振興、上振興、上幌加内、雨煙別(第 1 號、第 2 號植民地を含む)、政和第 1、政和第 2、政和第 3、政和第 4(第 3 號、第 4 號、政和看守所所在地)、政和第 5、豊富(第 5 號を含む)、添牛内、北星(第 6 號、第 7 號、第 8 號、派出所所在地)、大曲、共榮(第 9 號、第 10 號、第 11 號、第 12 號)、朱鞠内第 1(第 13 號を含む)、朱鞠内第 2(第 14 號を含む)、三股看守所所在地、露臺第 1、露臺第 2、白樺、母子里(母子里植民地、母子里看守所所在地)、帝白。

上記の各部落の中より調査部落として北星、大曲及び母子里の 3 部落を選んだ。北星部落は幌加内村のほぼ中央に位し添牛内驛の東方、雨龍川の東岸に位置している。第 6 號、第 7 號及び第 8 號植民地より成つている。大曲部落は北星部落の北側に隣接し雨龍川の西岸に雨龍川が大きく彎曲している部分にあり、一般農家よりなつている。北星と大曲とは農業上の條件ほぼ等しく、森林に対しても同様な環境にある。ともに大正初期の開発にかかる。母子里部落は幌加内村の北東部にあり本村として最北部の農耕地である。周囲を森林に囲まれた林内植民農家の部落で、その開発は昭和初期である。さきの部落に比し農業上の條件は著しく劣悪であるが、森林とのつながりはより密接である。(第 1 圖参照)

北星及び大曲では農家戸數の約半數が林業労働に従事しているが、母子里では殆ど全戸が就勞する。

3 部落とも水田は殆どなく、主要作物は馬鈴薯である。3 部落の農家戸數及び人口は次の通りである。

北星 48 戸 385 人、大曲 48 戸 327 人、母子里 68 戸 509 人。

IV 農家經濟調査

1. 調査の方法と調査結果の概要

調査部落として選定したる部落の中、母子里は森林に近く、農業生産力の比較的低い部落を代表し、北星はそれよりも森林に遠く、且つ、農業生産力が高い部落を代表している。いづれも林内植民農家のみよりなつている。大曲は林内植民農家と比較するために北星と地域的に

隣接し、諸種の條件が北星と等しいものとして選定した。母子里は北星、大曲に比し農業の經營規模が小さい。

各部落毎に經營面積、飼育大家畜頭數などにより全農家を上中下の階層に區分し、各階層中より若干の農家を半ば作爲的に抽出して調査農家とした。農家の階層を區分することは容易ではないが、ここでは便宜上經營面積の大小によつて行つた。母子里の階層は一般的に低く、その上層も北星、大曲の中或はそれ以下である。調査農家數は次の通りである。

北 星 7町以上3戸、7町未滿5町以上3戸、5町未滿4戸、計10戸。

大 曲 7町以上2戸、7町未滿5町以上2戸、5町未滿2戸、計6戸。

母子里 4.5町以上3戸、4.5町未滿3.5町以上3戸、3.5町未滿3戸、計9戸。

世帯調査は農業經營の狀況、家計、勞力の配分など農家經濟の全般にわたり、調査農家の各々について聴取によつて行つた。家計等の經濟調査は昭和24年4月より昭和25年3月までの1年間について行い、且つ現金の收支に重點を置いた。現金のみが農家經濟のすべてではないが、資本主義の流通機構下において最も重要なのは現金であり、これによつて農家經濟の全般を推察することは必ずしも困難ではない。また、家計と經營とをきびしく分離せず、一世帯全体としての收支をみることにつとめた。一般に我が國に於ては農家の收入及び支出を正しく確定することは困難である。農業經營と家計とが未分化の狀況にあるのみでなく、農家の記帳が極めて不完全であり、調査が主として各人の記憶に頼らなければならないからである。それ故、家計と經營とをきびしく分離して調査することは、困難である割合にその意味が少ない。

本稿に於て收入、支出はすべて現金のみの收支をあらわす。従つて收入には收穫の自家消費分(經營向と家計向の兩方を含む)は含まれず、支出には換算自家勞力費は含まれない。この自家消費分收穫及び自家勞力費は夫々收入としての自家勞銀及び支出としての自家收穫物購入費を考慮しないことによつて相殺され、農家經濟全体としてみると矛盾を生じない。なお收支も100圓未滿は切捨または切上げた。

調査結果の概要を示すと第5表の如くである。

この調査は言わば事例調査であり、各集落、各農家に夫々の特殊な事情が存在するので、調査結果の集計は個別農家毎に行い、その平均を出すことは特別の場合のほかはしなかつた。個別的に他の農家と對比することによつて傾向的なものを明らかにしようとしたのである。

第5表は各世帯を經營面積の多い順に配列したものである。表中、縦の太線は上中下の階層區分を示し、左より上中下の順である。(以下の表に於ても同様である。)

このうち、林業賃收入は北星、大曲は國有林に、母子里は大學演習林に對する就勞による

第5表 農家經濟調査總括表

(北 星)

収入支出の金額は單位 100 圓

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
家族數	8 人	12	8	11	6	5	10	12	4	6
稼働能力	4.8 人	3.4	3.7	5.7	3.7	3.3	3.8	3.6	3.6	0.8
耕作面積	91.9 反	83.0	80.0	61.0	56.5	54.0	48.0	43.5	35.0	24.4
大家畜頭數	3 頭	2	2	1	3	2	1	1	1	—
家畜收入	—	400	—	850	110	—	—	—	—	—
耕種收入	7,672	5,952	8,060	5,794	2,337	1,860	1,951	2,156	1,207	1,503
林業賃收入	—	1,308	1,583	1,580	879	210	—	—	—	—
その他收入	130	1,050	130	980	—	60	705	—	—	660
収入合計	7,802	8,710	9,773	9,204	3,326	2,130	2,656	2,156	1,207	2,163
家畜支出	310	1,633	697	1,540	623	402	210	59	283	—
耕種支出	3,445	3,511	3,213	2,372	1,053	451	810	574	358	438
林業支出	—	900	943	936	698	81	100	—	—	—
家計支出	3,002	2,338	2,839	1,878	897	1,523	1,519	1,361	851	1,108
支出合計	6,757	8,332	7,692	6,726	3,271	2,457	2,639	1,994	1,492	1,546
收支差額	1,045	328	2,081	2,478	55	-327	17	162	-285	617

(大 曲)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
家族數	10 人	8	7	6	6	9
稼働能力	4.0 人	4.7	4.0	3.9	2.8	4.3
耕作面積	122.5 反	70.5	66.8	59.9	48.3	41.3
大家畜頭數	3 頭	2	3	2	1	1
家畜收入	—	1,400	—	—	125	40
耕種收入	5,548	3,631	2,720	3,510	1,836	1,605
林業賃收入	—	600	—	1,050	—	2,084
その他收入	—	500	165	54	1,082	96
収入合計	5,548	6,131	2,885	4,614	3,043	3,825
家畜支出	263	374	183	922	442	713
耕種支出	3,177	2,809	1,631	2,285	844	826
林業支出	—	233	—	650	—	1,463
家計支出	2,078	2,446	951	1,180	979	1,123
支出合計	5,518	5,862	2,765	5,037	2,265	4,125
收支差額	30	269	120	-423	778	-300

(母子里)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
家族數	10人	7	10	11	11	6	10	9	7
稼働能力	3.6人	1.6	5.1	5.8	3.3	1.4	3.2	3.2	3.0
耕作面積	62.5反	47.3	47.1	40.0	36.7	34.5	33.8	24.1	14.5
大家畜頭數	2頭	1	1	1	1	1	1	1	—
家畜收入	—	300	—	—	70	—	329	—	—
耕種收入	3,712	3,377	2,083	3,143	1,745	1,450	923	300	863
林業賃收入	1,244	965	914	1,075	870	710	154	390	578
その他收入	—	100	515	917	320	—	795	100	650
收入合計	4,956	4,742	3,512	5,135	3,005	2,160	2,201	790	2,091
家畜支出	397	510	378	507	220	141	176	60	40
耕種支出	1,500	1,201	587	767	495	523	229	125	157
林業支出	1,150	571	770	612	520	390	90	195	267
家計支出	1,352	1,981	1,582	2,378	1,872	1,095	1,550	246	932
支出合計	4,399	4,263	3,317	4,264	3,107	2,149	2,045	626	1,396
收支差額	557	479	195	871	-102	11	156	164	695

註. No. 1, No. 3, No. 9 は耕種收入に土地改良及び開墾補助金を含む。

ものである。その他の収入とは林業労働以外の賃収入及び副業、特殊職業などによるものである。支出の面では林業支出がかなりの額に達するが、これは林業經營のための支出を意味するのではなく、林業労働に出役する際の道具費、飯場費及び家畜飼料代である。

稼働能力は男子成人を基準として、家族各員の能力を判定したものである。0~2歳は-0.2、3~7歳は-0.1として評價した。男子は8~16歳は在學せず稼働する者0.6、在學する者0、17~60歳1.0、61~65歳0.8とし、女子は8~16歳で在學しないもの0.4、在學する者0、17~60歳0.8、61~65歳0.6とした。病氣、特殊職業の者は稼働能力より除いた。

労働力、土地、生産手段、經營の狀況及び收支等について以下項をあらためて順次述べることとする。

2. 土 地

所有地及び借地など、農業經營の規模を決定する土地についてみると第6表の如くである。

第6表中の植民地とは演習林よりの借地を示す。演習林内植民は1戸分5町歩を標準としているので、その植民地の面積に大きな變化はないが、兄弟、或は親子等の名義で2戸分を兼併することがあるので、10町に近いものが北星に2戸、母子里に1戸ある。林内植民農家で

第6表 土地所有及び借地状況

(北 星)

単位 反歩

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
所 有 地	44.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
植 民 地	48.0	63.4	82.2	62.0	82.1	49.7	48.6	48.7	43.9	—
その他借地	—	22.0	2.0	14.0	—	11.1	6.0	5.0	15.0	25.0
計	92.0	85.4	84.2	76.0	82.1	60.8	54.6	53.7	58.9	25.0

註. No. 3, 4, 8, 9, 10 の借地は河川用地である。No. 9 は 23 反歩を他に貸與している。

(大 曲)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
所 有 地	123.0	72.0	67.0	65.0	50.0	32.0
借 地	—	10.0	—	—	—	10.5
計	123.0	82.0	67.0	65.0	50.0	42.5

註. No. 2 の借地は河川用地である。

(母 子 里)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
植 民 地	100.0	50.0	48.9	61.5	48.2	46.0	48.5	50.0	50.0

他に土地を所有している者は殆どないが、北星に1戸見られた。

作物の種類別作付面積を見ると第7表の如くである。

第7表 作 付 状 況

(北 星)

単位 反歩

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
麥 類	6.0	7.0	4.0	5.0	3.0	5.6	5.0	3.5	1.5	2.0
豆 類	5.4	7.0	5.5	5.1	3.5	3.0	3.0	2.4	1.1	0.8
ソ バ	1.5	1.0	—	—	2.0	1.0	1.5	2.0	1.0	0.3
イ ナ キ ビ	2.0	—	—	1.0	—	2.0	2.0	2.0	—	1.0
トウモロコシ	2.0	2.0	0.5	5.0	1.0	2.0	1.5	2.5	0.8	0.5
馬 鈴 薯	40.0	42.0	42.0	25.0	24.0	22.0	20.0	18.0	15.5	14.0
燕 麥	15.0	10.0	12.0	7.0	10.0	7.4	5.0	4.5	4.5	2.0
デントコーン	2.0	3.0	2.0	2.0	2.0	0.6	1.0	1.3	1.3	2.4
牧 草	16.0	9.0	13.0	9.0	10.0	9.2	5.0	6.0	6.5	—
そ の 他	2.0	2.0	2.0	1.9	1.0	1.2	4.0	1.3	2.8	1.4
計	91.9	83.0	80.0	61.0	56.5	54.0	48.0	43.5	35.0	24.4

註. No. 1 テンサイ 1.0 反の作付あり。

(大 曲)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
作物種類						
麥 類	5.5	5.0	4.0	2.5	1.8	4.0
豆 類	4.0	6.0	2.6	5.4	5.0	1.8
ソ バ	0.5	—	—	1.0	—	0.5
イ ナ キ ビ	2.0	1.0	2.0	1.0	0.6	1.0
トウモロコシ	2.0	1.0	2.7	1.0	0.5	—
馬 鈴 薯	59.0	30.0	30.0	27.0	21.0	22.0
ア マ	3.0	1.0	1.7	1.0	1.0	—
燕 麥	22.0	15.0	11.0	9.0	12.5	8.0
デントコーン	2.5	2.0	2.0	1.0	1.0	1.5
牧 草	20.0	7.0	9.0	10.0	4.9	1.5
そ の 他	7.0	0.5	2.3	0.6	0.2	1.0
計	122.5	70.5	66.8	59.5	48.3	41.3

註. No. 1 及び No. 3 はテンサイを夫々 1.0 反, 0.6 反の作付あり.

(母 子 里)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
作物種類									
麥 類	1.0	2.0	2.0	3.0	1.0	2.0	1.8	6.0	—
豆 類	3.5	2.0	3.0	4.0	2.0	4.0	3.0	2.9	1.0
ソ バ	—	—	2.0	1.5	4.0	—	2.0	5.0	—
イ ナ キ ビ	—	0.8	0.5	1.0	0.5	—	1.0	—	—
トウモロコシ	1.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.7	—
馬 鈴 薯	33.2	23.0	20.1	21.0	15.0	15.5	13.0	6.0	10.0
ア マ	—	—	1.0	—	1.0	—	—	—	—
燕 麥	10.0	7.0	8.1	5.0	7.0	5.0	7.0	—	2.0
デントコーン	2.0	1.5	2.0	0.2	1.5	—	—	—	—
牧 草	1.8	2.0	6.5	1.0	4.0	1.0	4.0	2.0	0.5
そ の 他	9.5	8.0	1.9	2.3	0.7	6.0	1.0	1.5	1.0
計	62.5	47.3	47.1	40.0	36.7	34.5	33.8	24.1	14.5

馬鈴薯が作付面積最も大きく燕麥がこれに次いでいる。小麦、裸麥、大豆、小豆、菜豆、トウモロコシなどは各戸とも作付している。表中、その他の作物とはヒエ、野菜、緑肥作物などである。アマ、テンサイなどの特用作物が若干見られる。牧草の作付が普遍的である。耕作面積の差はかなり大きく、最大のものは最小の3~4倍に達する。経営面積のこの様な開きは農家階層の分化が著しいことを物語っている。

全耕作面積に対する馬鈴薯の作付面積の割合は北星 45.4%、大曲 45.9%、母子里 46.5%となっており、経営面積の大なる農家は 50% を超えることがある。馬鈴薯以外の作物は殆ど自

家用の食料作物と飼料作物に限られる。馬鈴薯の單作地帯と稱することが出来よう。後述する如く各農家の農業現金収入の大部分は馬鈴薯の販賣代金(供出)よりなつている。

所有地及び借地の面積合計と作付面積との割合、すなわち作付率を見ると第8表の如くである。

第8表 作 付 率

(北 星)										%
農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
作 付 率	99.9	97.1	95.0	80.2	68.8	88.8	87.9	81.1	59.4	98.0

(大 曲)						
農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
作 付 率	99.5	85.9	99.7	91.5	96.6	97.1

(母 子 里)									
農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
作 付 率	62.5	94.6	96.3	65.0	76.1	75.0	69.6	48.2	29.0

一般に作付率は良好であると言えるが、母子里の下層農家に於ては低くなつている。これは演習林の借地は平均5町歩となつているが、その中には耕作不能地も含まれており、とくに下層農家は土地の條件が悪い所に存在することが多いので、この様な作付率を示すものと思われる。

3. 勞 働 力

家族數と稼働能力については第5表に示した通りであるが、實際の農業従事日數、農業雇傭勞働力、林業賃勞働従事狀況は第9表に示される。第9表は昭和24年4月より同25年3月までの1年間の實際の稼働日數である。稼働能力に換算せず、また、1日の勞働時間も一應考慮外においた。表中、その他の賃勞働とは夏季は澱粉製造、土木工事、冬季は鐵道除雪(母子里)などである。自家の薪切日數とは、大部分の農家に於ては薪材を立木のままで演習林または國有林より拂下げを受けるのでその伐出しに稼働する日數である。

第9表はよるといすれの部落においても自家農業従事日數は女子の方が多し。經營面積の大なる農家或は家族勞働力の比較的少ない農家に於ては農業雇傭勞働力を必要とする。後述する如く、これは主として馬鈴薯の收穫期に需要されるのであるが、年雇或は季節傭を雇傭する

第9表 労働力投下状況

(北 星)

種 別	農家番號						
	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7
自家農業従事者數	3(2)人	4(2)	5(2)	2	3(1)	3(2)	4(2)
同上延日數	400(322)日	557(255)	669(250)	152	489(163)	444(282)	529(328)
臨時農業雇傭勞力(延)	140(70)日	60(40)	85(68)	273(273)	—	—	—
林業賃労働従事日數	—	2人 120日	2人 145	2人 144	2人 115	1人 54	—
その他の賃労働従事日數	—	1人 40日	—	1人 68	—	1人 10	1人 200
自家の薪切従事日數	15 日	10	8	10	30	16	10
副業, 特殊職業等	農協役員	農協職員	農協役員	農協役員 澱粉部	—	—	—

註. No. 1 及び No. 4 は年雇をそれぞれ 1 人, 2 人(女)を雇つてゐる. No. 7 は他家の農業にこれらの稼働日數及び特殊職業などの従事日數はこの表に含まれない.

(大 曲)

種 別	農家番號						計
	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	
自家農業従事者數	3(2)人	4(3)	4(1)	5(3)	3(2)	4(1)	26(12)
同上延日數	568(374)日	646(488)	675(146)	778(474)	432(255)	570(181)	3364(1913)
臨時農業雇傭勞力(延)	80 日	75	—	—	10	—	165
林業賃労働従事日數	—	1人 72日	—	1人 100	—	2人 216	4人 388日
その他の賃労働従事日數	—	—	1人 30日	1人 20	2人(1) 111(91)	1人 70	5人(1) 231(91)日
自家の薪切従事日數	30 日	7	30	50	1 日	45	202
副業, 特殊職業等	—	農協組合長	—	—	郵便配達	—	—

(母 子 里)

種別	農家番號									計
	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	
自家農業従事者數	4(2)人	3(1)	3(1)	5(2)	5(3)	2(1)	4(2)	3(1)	2(2)	31(15)
同上延日數	664(344)日	450(186)	385(185)	477(235)	593(389)	297(128)	390(250)	440(152)	253(253)	3949(2122)
臨時農業雇傭勞力(延)	33 日	8	—	—	—	20	—	—	7	68
林業賃労働従事日數	2人 160日	2人 156	1人 125	1人 30	1人 80	1人 60	1人 60	1人 65	2人(1) 178(80)	12人(1) 914(80)
その他の賃労働従事日數	—	—	—	2人 134日	2人(2) 60(60)	—	1人 148	1人 58	1人 118	7人(2) 513(60)
自家の薪切従事日數	10 日	10	20(10)	20	30	30	20	10	10	160(10)
副業, 特殊職業等	—	農協役員	裝飾業 農協事務員	農協事務員	狩 獵	—	—	—	—	—

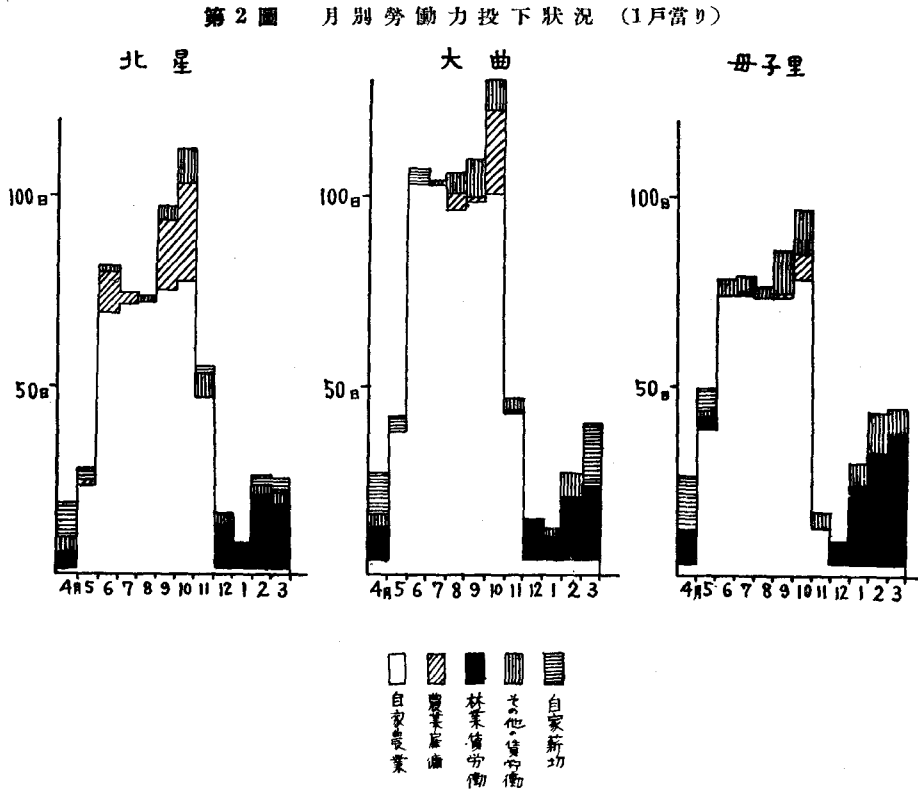
註. No. 4 のその他の賃労働の中に農業被傭 6 日あり.

月別に見ると、各部落とも自家農業に対する労働投下量は6~10月まで殆ど差がなく6~7月と10月が僅かに大となつている。6~10月までの自家農業従事日数には大差はないが、農業の繁閑に従つて、その労働時間、労働の強度には大きな差があると思われる。

農業雇傭労働力は馬鈴薯収穫期たる9~10月に集中される。林業賃労働は冬季斫伐事業に對するものなので12月より3月乃至4月までに限られる。その他の賃労働従事日数が10~11月に多くなるのは澱粉製造のための労働が必要されるためである。

作付面積の過半が馬鈴薯であるため、農業労働力(自家労働と雇傭労働の合計)の月別配分は不均衡な形をとつている。

1戸當り月別労働力投下状況を圖示すると第2圖の如くである。各部落とも投下労働力最大の月は馬鈴薯の収穫及び澱粉製造期たる10月で、最低の月は1月である。經營面積の大き



い北星、大曲に於ては10月の農業雇傭労働力が目立つ。10月には農業雇傭労働力が相當量に達するにもかかわらず、同一集落内で同時に農民の澱粉工場への就労が見られる。これは經營面積の大なる農家或は家族労働力の少ない農家が収穫のために労働力を雇傭し、比較的面積の小なる農家或は家族労働力の多い農家が澱粉製造に稼働するためである。すなわち、労働力投

下のピーク時において臨時に農業労働力を必要とする世帯と澱粉製造に就労する世帯とは異つている。これは第9表によつても推測される。

北星及び大曲に於ては10月の労働力投下量は2~3月の労働力投下量に對して3~4倍に達するが、母子里に於ては約2倍である。母子里に於ては労働力配分が季節的により平均化しているといへよう。

4. 生産手段

農業に於て土地は最も重要な生産手段である。しかし商品經濟が發展し、農業が資本をとらえてゆくにつれて家畜、農器具、肥料等の生産手段の持つ意味が重要となつてくる。土地についてはすでに述べたので、ここでは家畜飼育、農器具、施設等についてみることにする。

飼養家畜

家畜の飼育状況を見ると第11表の如くである。

大家畜は馬に限られ、耕馬として使用される。經營面積が大きいほどその頭数は多くなる。綿羊、豚及び鶏の飼育が普及しており、そのほかに山羊及び兎が若干飼育される。母子里の大

第11表 家畜飼育状況

(北星)		單位 頭									
種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
馬		3	2	2	1	3	2	1	1	1	—
綿羊		4	5	2	3	2	3	5	1	1	2
豚		—	1	1	—	1	—	1	—	—	—
鶏		2	8	5	7	4	8	10	5	3	5

(大曲)		單位 頭					
種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
馬		3	2	3	2	1	1
綿羊		3	6	2	2	2	2
豚		1	—	1	2	2	3
鶏		10	1	6	10	—	13

(母子里)		單位 頭								
種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
馬		2	1	1	1	1	1	1	1	—
綿羊		5	—	3	3	1	1	4	2	1
豚		3	2	1	1	2	—	3	—	1
鶏		—	11	7	5	1	5	9	2	2

家畜頭数が少ないが、これは營經面積に照應している。

農器具

農器具の中、比較的大なる農具の所有狀況についてみると第12表の示す如くである。手鋏、カマ、オシギリ等の比較的小農具は含まれない。すなわち固定資本と見なし得るもの、財産的價值のあるものに限られる。表中、脱穀機、噴霧器等には畜力用、動力用のものが含まれている。

第12表 農器具所有狀況

(北星)

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
プ	ラ	4	2	2	3	2	3	2	1	1	1
ハ	ロ	2	3	2	3	8	1	1	2	—	—
除	草器	1	1	2	1	1	1	1	1	—	—
脱	穀機	—	2	1	1共有	1	1	1	1	—	—
ト	—ミ	1	—	1	1	—	—	1共有	1	—	—
噴霧器、	撒粉器	—	2	—	1共有	1	2	2	1	—	—
馬車、	橇等	2	2	1	2(リヤカ)	1	1	1	1	—	—
そ	の他	—	—	1共有 動力草切機1	1共有 動力草切機1	—	—	—	—	—	—

(大曲)

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
プ	ラ	2	2	2	2	1	2
ハ	ロ	1	2	2	2	1	1
除	草器	1	1	1	1	1	1
脱	穀機	1共有	1	1共有	—	—	—
ト	—ミ	—	1	—	—	—	—
噴霧器、	撒粉器	3(1共有)	2	1共有	2(1共有)	1共有	1共有
馬車、	橇等	2	2	2	2	—	1
そ	の他	—	—	1共有 動力草切機1	1共有 電動機1	—	—

(母子里)

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
プ	ラ	2	2	2	1	1	2	2	1	—
ハ	ロ	2	2	1	1	1	1	1	—	—
除	草器	1	—	1	1	1	1	1	—	1
脱	穀機	—	1	1	1	1	1	1共有	—	—
ト	—ミ	1	—	1	1	—	—	1	—	—
噴霧器、	撒粉器	1	1	2	1	1	2	1	—	1
馬車、	橇等	1	1	2	1	1	2	1	—	—
そ	の他	—	—	—	—	—	—	1共有 精米機1	—	—

第12表によると、上層農家の農具所有状況は比較的良好である。とくに北星及び大曲兩部落では動力機械の使用が見られる。下層農家には農具らしいものを殆ど持たないものが存在する。脱穀機、噴霧器等の共有或は共同使用が普及しているが、いずれも主として動力用機械である。所有しない農具は他の農家より借用しているが、借賃は無料が普通である。

杣道具及びバチバチは各農家とも1式或はそれ以上を所有している。

施 設

施設としては住宅、畜舎、物置納屋などである。コンクリート堆肥場などは殆どない。住宅は調査農家の全部が本建築で掘立のものはない。畜舎、物置なども本建築のものが多い。住宅の構造は北海道の農村一般と比較すると普通の状態であると言ひ得るが、上層農家の一部には立派なものがある。耐寒構造は一般的に極めて不十分である。燈火は北星、大曲は全部電燈、母子里は石油ランプで、飲用水は各部落ともポンプが使用されている。農家の保健的環境は必ずしも良好ではない。

施設の状況を見ると第13表の如くである。

第13表 施設 の 状 況

(北 星)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
種別										
住 宅	平屋 26坪	平屋 52	平屋 26	二階 35	平屋 32	平屋 53	平屋 23	平屋 26	平屋 6	平屋 20
畜 舎	21坪	} 40	} 29	} 22	上に含む	上に含む	10.5	7	} 15	} 18
物置納屋	12坪				6	23	7.0	住宅に含む		
備 考	—	—	—	—	—	—	—	—	飲料水排水利用	—

(大 曲)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
種別						
住 宅	平屋 73坪	平屋 21	平屋 48	平屋 28	平屋 31.5	平屋 36
畜 舎	上に含む	二階建 30坪	上に含む	上に含む	8.7	上に含む
物置納屋	22坪	12	上に含む	24.5	6	21
備 考	—	—	—	—	—	—

(母 子 里)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
種別									
住 宅	平屋 28坪	平屋 30	平屋 28	二階建 30	平屋 26	平屋 17	平屋 25	平屋 14	平屋 17.5
畜 舎	15坪	21	} 20	20	10	} 16	12	} 14	—
物置納屋	住宅に含む	9坪		12	住宅に含む		14		
備 考	—	—	—	燈火用電池の用意あり	—	—	—	飲料水排水利用	—

その他の生産手段として重要なものに肥料及び薬劑がある。その使用状況は詳細に知ることは出来なかつたが、後に農業支出の所でふれる如く、金肥及び薬劑の使用量は決して少なくない。堆厩肥はいずれの農家に於ても使用しているが、その量は充分でない様である。

5. 農業收穫とその商品化

農業經營の諸條件についてはすでに述べた。また、作付面積は第7表に示す如くである。次にその收穫量とその商品化を見る。昭和24年の收穫量は第14表の如くである。

第14表 農業收穫

(北 星) 單位 俵

種類	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
麥 類		13	28	6.5	17	4.5	10	4	6.5	3.5	6
豆 類		16.5	11	18	15	3	2.5	4	6.5	1	1
ソ バ		3	1	—	—	2	1	3	1	0.8	0.5
イ ナ キ ビ		5	—	—	不詳	—	6	3	3	—	2
馬 鈴 薯		1494	1614	1321	1120	495	418	426	426	320	373
燕 麥		45	50	60	49	30	21	15	12	19	7
トウモロコシ		3	6	不詳	15	2	4.5	3	5	2	11

(大 曲)

種類	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
麥 類		11	9	8.5	5	1.8	4
豆 類		8	9.5	5	6.5	5.5	3
ソ バ		不詳	—	—	2.5	—	1
イ ナ キ ビ		4	2	5	3	1	1
馬 鈴 薯		1386	960	746	691	480	533
燕 麥		60	45	30	27	17	21
トウモロコシ		4	2	5	3	0.9	—

(母 子 里)

種類	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
麥 類		3	2.5	2	5	2	3	0.3	9	—
豆 類		3.5	3.4	4	6.5	6	3	6.0	3	1.5
ソ バ		—	—	2	2	4	—	1.5	5	—
イ ナ キ ビ		—	1.5	—	4	1.3	—	1	—	—
馬 鈴 薯		856	746	587	885	533	426	309	106	266
燕 麥		30	23	16	25	22	18	23	—	6
トウモロコシ		—	3	0.5	3	—	—	—	1.5	—

デントコーン、牧草、野菜など收穫量を正確に捕捉し難いものは省いた。また、豆類やトウモロコシの中、青刈したものは含まれない。單位は豆類、麥類などは4斗俵、燕麥は5斗俵である。馬鈴薯はこの地方では16貫俵が普通であるが、北海道全般の慣例に従つて15貫俵に

換算した。

主なる作物の反當收量は麥類(裸麥が多い)は2~4俵, 豆類(大豆が多い)が2~3俵, ソバ1俵, イナキビ3俵, 馬鈴薯20~40俵, 燕麥5俵内外である。階層が低い農家ほど反當收量が少なくなる傾向が見られる。

次に農業收穫の商品化の状況を見る。麥類, ソバ, イナキビ, デントコーン, 牧草等は大部分自家消費されるに對し, 馬鈴薯の大部分は販賣される。農業現金収入の過半は馬鈴薯販賣代金である。燕麥, 豆類(主として大豆)が馬鈴薯についている。農業生産物の販賣量を示すと第15表の如くである。

第15表の馬鈴薯はすべて政府への供出分である。馬鈴薯の供出は殆ど澱粉の形で行われ, 澱粉1袋(12貫)につき原料馬鈴薯の量が一定されている。(この場合の澱粉製造は澱粉工場が政府より請負う)例へば1袋4.5俵とすると, それ以下の量で澱粉1袋を製造出来る場合は實際に澱粉原料として提供した馬鈴薯の量は政府の名目的供出量よりも少なくてすむ。このため、

第15表 農業生産物の販賣量

(北 星)

單位 俵

種類	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
麥類		—	2	—	5	—	—	—	—	1	—
豆類		8	7	11	12	1	—	1.5	4	—	0.3
ソバ		—	—	—	—	—	—	2	—	—	—
馬鈴薯		1,360	1,363	1,300	870	240	308	385	297	280	312
燕麥		35	25	25	25	4	2	—	—	7	—
トウモロコシ		2	1	—	15	—	1	2	2	1	0.3
澱粉(袋)		12	—	20	5	20	3	17	15	—	—
その他		—	—	—	—	—	牧草若干	—	—	—	—

註. 澱粉1袋は12貫。

(大 曲)

種類	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
麥類		—	0.5	—	0.7	—	0.3
豆類		5	5	2	3	3	—
ソバ		—	—	—	1	—	—
イナキビ		—	—	—	1	—	—
馬鈴薯		900	800	607	560	355	258
燕麥		40	21	15	18	9	11
トウモロコシ		3	2	3	1	—	—
澱粉(袋)		30	10	12	19	15	15
その他		アマ, テンサイ, 牧草	アマ	アマ, テンサイ, 牧草	アマ, 牧草	アマ	—

(母子里)

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
農業収入		74.9	77.5	59.5	61.2	60.4	67.1	56.9	38.0	41.3
林業賃収入		25.1	20.4	26.1	20.9	29.0	32.9	7.0	49.4	27.6
その他の収入		—	2.1	14.4	17.9	10.6	—	36.1	12.6	31.1
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第16表によると、北星のNo. 8, No. 9の例外を除くと階層の高い農家ほど農業収入の比率が高く、階層が低くなるほど林業及びその他の収入の合計の比率が大となる傾向がある。農業収入が林業及びその他の収入の合計よりも少ないのは大曲1戸、母子里2戸でいずれも最下層に属する農家である。林業賃収入の比率は林業賃労働に従事する農家においては10%内外より高きは50%に達する。母子里に限って見ると、(各戸とも林業労働に就労しているので母子里をとつた。) 林業賃収入の比率は階層毎に著しい差異はない様であるが、No. 7の例外を除くと下層ほど増大することがうかがわれる。第5表によると金額は階層の高いほど多くなっている。

第16表を概観すると北星、大曲では母子里に比して農業収入の比率が高く、林業労働に就労する農家でもその比率は1戸の例外(大曲No. 6)を除くとすべて70%以上である。母子里は70%以上の農家は9戸中2戸にすぎない。

農家収入を第5表に示した所より更に細分して再掲すると第17表の如くである。

第17表中、農産物賣却代の大部分は馬鈴薯の供出代金である。副業、特殊職業の中には役員手當などが含まれている。

第17表 農家現金収入(再掲)

(北星)

單位 100圓

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
馬賣却代		—	400	—	650	—	—	—	—	—	—
その他の家畜収入		—	—	—	200	110	—	—	—	—	—
農産物賣却代		7,343	5,952	7,432	5,594	1,837	1,746	1,511	1,781	1,207	1,503
澱粉賣却代等		329	—	628	200	500	114	440	375	—	—
林業賃収入		—	1,308	1,583	1,580	879	210	—	—	—	—
副業 特殊職業		130	700	130	650	—	—	—	—	—	660
その他賃収入		—	350	—	330	—	60	705	—	—	—
計		7,802	8,710	9,773	9,204	3,326	2,130	2,656	2,156	1,207	2,163

(大 曲)

農家番號 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
馬賣却以外の 家畜収入	—	種付料 1,400	—	—	125	40
農産物賣却代	4,748	3,367	2,420	3,010	1,716	1,205
澱粉賣却代等	800	264	300	500	120	400
林業賃収入	—	600	—	1,050	—	2,084
副 業 特 殊 職 業	—	500	—	—	869	—
その他賃収入	—	—	165	54	213	96
計	5,548	6,131	2,885	4,614	3,043	3,825

(母 子 里)

農家番號 種別	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
馬 賣 却 代	—	—	—	—	—	—	280	—	—
そ の 他 家 畜 収 入	—	300	—	—	70	—	49	—	—
農産物賣却代	3,446	2,877	2,027	1,713	1,245	950	923	300	363
澱粉賣却代等	—	500	—	1,430	500	500	—	—	180
補 助 金	土地改良 266	—	開墾56	—	—	—	—	—	開墾 320
林業賃収入	1,244	965	914	1,075	870	710	154	390	578
副 業 特 殊 職 業	—	100	515	600	200	—	—	—	—
その他賃収入	—	—	—	317	120	—	795	100	650
計	4,956	4,742	3,512	5,135	3,005	2,160	2,201	790	2,091

7. 農 家 支 出

農家の現金支出は家畜、耕種、林業及び家計の4支出に大別して第5表に掲げた。階層の高い農家ではこの4支出のうち最も多いのは耕種支出であるが、階層が低くなると家計支出が他の支出よりも多くなってくる、林業支出はかなりの額に達するが、これは先に述べた如く林業経営のための支出を意味するのではなく、林業労働に就労する際の道具費、飯場費及び家畜飼料代であつて、そのうちの大部分は本来は家計費及び家畜支出などに含まるべき性質のものである。

収入の場合と同様に第5表に示された所を比率によつて再掲すると第18表の如くである。

農業支出の比率は下層になるに従つて少なくなり、家計支出は下層になるに従つて多くなる。林業支出は10~20%内外が普通であるが、多きは30%に達する。

北星及び大曲では農業支出が約60~30%であるが、母子里では約40~20%である。

第18表 農家現金支出比率

(北星)

%

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
農業支出		55.6	61.4	50.8	58.2	51.2	34.7	38.6	31.7	43.0	28.3
林業支出		—	10.7	12.3	13.9	21.4	3.3	3.8	—	—	—
家計支出		44.4	27.9	36.9	27.9	27.4	62.0	57.6	68.3	57.0	71.7
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(大曲)

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
農業支出		62.3	54.3	65.6	63.7	56.8	37.3
林業支出		—	4.0	—	12.9	—	35.5
家計支出		37.7	41.7	34.4	23.4	43.2	27.2
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(母子里)

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
農業支出		43.1	40.1	29.1	29.9	23.0	30.9	19.8	29.5	14.1
林業支出		26.2	13.4	23.2	14.4	16.7	18.1	4.4	31.2	19.1
家計支出		30.7	46.5	47.7	55.7	60.3	51.0	75.8	39.3	66.8
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

家畜、耕種、林業及び家計の各支出額を細分して再掲すると夫々第19、第20、第21及び第22表となる。

第19表 家畜支出(再掲)

(北星)

單位 100圓

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
飼料費		136	188	349	100	168	298	120	24	38	—
家畜購入費		15	140	105	1,200	326	12	20	15	145	—
その他の家畜費		159	225	243	240	129	92	70	20	100	—
計		310	1,633	697	1,540	623	402	210	59	283	—

(大曲)

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
飼料費		43	132	50	225	84	498
家畜購入費		20	160	—	525	350	60
その他の家畜費		200	82	133	172	8	155
計		263	374	183	922	442	713

(母 子 里)

種別	農家番號									
	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	
飼 料 費	120	390	348	140	30	120	120	50	—	
家 畜 購 入 費	49	30	—	—	105	—	—	—	40	
その他の家畜費	228	90	30	367	85	21	56	10	—	
計	397	510	378	507	220	141	176	60	40	

家畜支出の中、飼料費は主として燕麥及び藁の購入費であり、購入された家畜は馬、緬羊、豚などである。その他の支出には診療費、装蹄費、馬具費などが含まれる。家畜購入費と馬具費は固定資本的支出で簿記上の損費すなわち経費的支出ではない。

耕種支出のうち、農具購入修理、納屋等建築修理及び土地改良のための支出は上記家畜購入費や馬具費と同様大部分が固定資本的支出である。これらは何年間か使用するもので、減価償却すべき性質のものである。この調査では先に述べた如く、農家全体としての收支を見ることが重点とするため、また減価償却のための資産評価、耐用年数などが困難であるため、支出を總体としてとらえている。固定資本分の支出がかなり行われていることが第 19 表及び第 20 表によつて推察される。

その他の経費的支出すなわち、肥料、薬劑、種苗等の購入費、動力費及び雇傭賃金の中では肥料費が最も多く支出されている。農業労働力を雇傭する農家では雇傭賃金の額が大きい。(臨時の通いは晝食付が普通である。)

第 20 表 耕 種 支 出 (再掲)

(北 星)

單位 100 圓

種別	農家番號									
	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
農具購入修理	87	230	83	557	188	36	220	—	—	—
納 屋 等	—	—	222	—	100	—	—	35	—	—
建 築 修 理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土 地 改 良	120	—	62	—	40	—	20	20	—	—
肥 料 購 入	407	586	739	570	299	193	245	230	131	133
農 薬 購 入	73	35	84	70	—	27	20	54	30	14
種 苗 購 入	101	21	16	100	19	25	7	11	15	2
動 力 費	—	4	6	—	—	—	—	—	—	—
雇 傭 賃 金	455	665	193	613	—	—	—	—	—	64
公 租 公 課	1,945	1,880	1,737	379	367	137	240	177	153	187
小 作 料	2	14	4	3	2	2	2	3	2	2
諸 負 担 金	155	76	67	80	38	32	56	44	27	36
計	3,445	3,511	3,213	2,373	1,053	451	810	574	358	438

(大 曲)

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
農具購入修理		110	110	—	190	40	170
納屋等		—	100	—	35	—	—
建築修理							
土地改良		105	65	60	320	—	—
肥料購入		600	534	355	510	210	260
農薬購入		168	127	144	120	49	49
種苗購入		30	85	16	22	29	6
動力費		20	—	10	8	2	13
雇傭賃金		160	300	—	—	25	—
公租公課		1,979	1,453	1,044	1,055	484	328
諸負擔金		5	35	2	25	5	—
計		3,177	2,809	1,631	2,235	844	826

(母 子 里)

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
農具購入修理		21	163	—	34	12	48	3	—	—
納屋等		—	—	20	—	—	40	—	—	—
建築修理										
土地改良		501	60	235	100	—	—	29	—	—
肥料購入		178	154	14	117	97	95	95	—	—
農薬購入		56	24	44	32	24	56	20	—	11
種苗購入		5	33	20	22	40	20	8	90	10
雇傭賃金		130	365	—	—	—	—	—	—	85
公租公課		607	375	211	459	315	237	55	31	41
小作料		2	2	2	3	2	2	2	2	2
諸負擔金		—	25	41	—	5	25	17	2	—
計		1,500	1,201	587	767	495	523	229	125	157

公租公課を耕種支出の中を含めることには問題があり、むしろ獨立の項目を作つて農業支出や家計支出と對等とするのが適當であるとも考えられる。この調査の場合、公租公課の過半を占めるのは農業所得税及び地租家屋税(現在の固定資産税)などであり、大部分農業經營に關連して賦課されるので、便宜上耕種支出の中に加へたのである。その額は極めて高く、耕種支出の各項目中第1位である。

北星及び母子里は小作料の支出を要し、大曲では要しないが、地租は大曲のみ要し、北星、母子里では要しない。しかし、小作料は極めて小額であり、地租も往年にみられる様な比重はすでなく公租公課では農業所得税が最も重要である。故に植民農家であるか否かにより、小作料と地租の支出に差異は生ずるが、それは農家支出上決定的な重要性を持たない。

林業支出はさきへのべた如く大部分食費等の家計費及び家畜飼育費に含まれるべきものであることが第 21 表によつて明らかである。

家計支出のうち、文化衛生費は教育、衛生、娯楽、交際、信仰及び諸団体費などで、その他には光熱費、寄附金等が含まれている。食費は主食の大部分を自給或は交換するため、比較的少ない。衣料費や家具費に相當の支出がなされている。

第 21 表 林 業 支 出 (再掲)

(北 星)

單位 100 圓

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
道具購入修理		—	120	—	—	—	—	100	—	—	—
飯 場 代		—	180	218	216	173	81	—	—	—	—
飼 料 代		—	600	725	720	525	—	—	—	—	—
計		—	900	943	936	698	81	100	—	—	—

註. No. 7 は収入なしの支出である。道具を買入れたものである。

(大 曲)

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
道具購入修理		—	90	—	—	—	—
飯 場 代		—	33	—	150	—	338
飼 料 代		—	110	—	500	—	1,125
計		—	233	—	650	—	1,463

(母子里)

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
道具購入修理		110	22	—	—	—	—	—	—	—
飯 場 代		240	234	600	212	120	90	90	195	267
飼 料 代		800	315	170	400	400	300	—	—	—
計		1,150	571	770	612	520	390	90	195	267

第 22 表 家 計 支 出 (再掲)

(北 星)

單位 100 圓

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
食 費		960	525	829	532	516	460	750	750	84	252
衣 料 費		500	1,000	780	400	100	600	200	200	300	100
家 具 費		190	60	274	33	—	168	28	—	15	42
文化衛生費		691	385	312	643	228	95	398	276	367	421
嗜好品費		273	150	375	180	20	140	100	69	40	240
その他		88	148	189	40	33	40	43	46	45	53
臨時出費		病氣 300	法事 70	出産 80	法事 50	—	20	—	法事 20	—	—
計		3,002	2,338	2,839	1,878	897	1,523	1,519	1,361	851	1,108

(大 曲)

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
食 費		330	400	249	320	352	340
衣 料 費		300	180	300	427	300	300
家 具 費		143	463	170	60	85	48
文化衛生費		630	557	142	299	102	239
嗜好品費		25	210	60	32	90	35
そ の 他		50	336	30	42	50	161
臨時出費		結婚 600	法事 300	—	—	—	—
計		2,078	2,446	951	1,180	978	1,123

(母 子 里)

種別	農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
食 費		370	565	205	570	524	232	523	116	94
衣 料 費		600	500	300	780	500	452	239	30	300
家 具 費		30	290	47	20	—	30	153	—	26
文化衛生費		218	271	92	487	296	152	367	72	406
嗜好品費		60	230	340	472	192	145	185	8	42
そ の 他		74	125	278	49	155	74	83	20	64
臨時出費		—	—	結婚 320	—	葬儀 205	法事 10	—	—	—
計		1,352	1,981	1,582	2,378	1,872	1,095	1,550	246	932

8. 収支対照及び貯蓄

昭和 24 年度中の農家の現金収入及び支出は既述の通りであるが、収支を対照してその差引を見ると先に第 5 表に示した如くである。赤字農家は北星 2 戸、大曲 2 戸、母子里 1 戸で中層乃至下層にあらわれる。赤字額は約 1~4 萬圓である。黒字額は最高、北星 No. 4 で 20 萬圓に達するが 10 萬圓以下數萬圓の農家が多い。農業収入のみで支出をまかない得たのは北星 3 戸、大曲 1 戸にすぎない。概ね最上層に屬する。他の農家は林業及びその他の収入によつて黒字となつてにすぎない。農業収入と總支出との差額は第 23 表に示す如くである。

第 23 表 農業収入と總支出の差額

(北 星)

單位 100 圓

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
金 額	925	-2,030	368	-82	-824	-597	-688	162	-285	-43

(大 曲)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 5
金 額	30	-830	-45	-1,527	-304	-2,480

(230)

(母子里)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
金額	- 687	586	- 634	-1,121	-1,292	- 699	- 793	- 326	- 533

この表は林業支出をそのまま家計費と同じ様に扱つて作つたので、正確ではないが、農業収入のみで総支出をまかなうことは一般に困難であることを示すには役立つと思う。

農業収入はどの農家でも農業支出より大である。林業収入と林業支出との差は第 24 表に示される。

第 24 表 林業收支差額

(北星)

單位 100 圓

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
金額	—	408	643	644	181	129	—	—	—	—

註. No. 7 は林業収入なしに支出のみである。

(大曲)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
金額	—	367	—	400	—	621

(母子里)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
金額	94	394	144	463	350	320	65	105	311

これは林業労働に従事して家庭に持ち歸り得る金額を示している。この額は農家の現金経済にとつてさほど大きいものではない。しかし先に述べた如く林業支出の中には飯場代及び飼料代として支拂われた部分が最も多いのであり、林業労働に従事しない場合、それがそのまま食費や家畜飼料費となつて農家経済に現金支出となつてあらわれるとは云へないが、家計費や家畜飼料費の節約になることは明らかである。林業労働就労の動機は主として家計補助及び農閑労働力の利用であるが、それとともに家計費や家畜飼育費の節約を意圖していることがうかがわれる。實際に林業労働就労の動機を質問したのに際し、馬飼いと答へた者が非常に多かつたのである。(大部分の農家は馬持ちで就労している。第 21 表の示す通りである。)

次に貯蓄の状況についてみると第 25 表の如くである。昭和 25 年 3 月現在。

殆ど、各戸とも貯金をしているが、最も多いのは 30 萬圓を越える。借金のあるのは 1 戸にすぎない。貯金の種類は郵便貯金、信用組合預金、協同組合持株金等である。

第 25 表 貯 蓄

(北 星)

単位 100 圓

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
金 額	100	1,000	3,300	1,568	100	327	450	100	40	100

(大 曲)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6
金 額	150	—	140	350	—	— 148

註. No. 6 は借金である。

(母 子 里)

農家番號	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9
金 額	918	770	225	600	610	80	255	15	255

V 農家經濟調査の總括

前章において述べた農家經濟調査の結果を總括して、各部落及び各階層を對比してみるととする。階層毎の比較は母子里の場合についてのみ行つた。母子里に於ては調査農家の殆ど全部が林業及びその他の賃労働に就勞するため、各戸に極端な個別的偏差が見られないが、北星及び大曲では調査農家の半數が林業労働に従事するに過ぎず、比較的大きい個別的偏差を含む少數の事例を機械的に平均することが無理であると考えたからである。

(1) 1戸當りの家族數、稼働能力については各部落とも大きな差は見られない。耕作面積及び大家畜頭數では大曲が最も大きく、母子里が最も少ない。作付率、現金收入及び支出は北星と大曲は大差はないが、母子里は前2者に比してはるかに小さい。

第 26 表 部落別農家經濟總括表 (1戸當)

種別 部落別	家族數	稼働能力	耕作面積	大 家 畜 頭 數	作 付 率	收 入	支 出	收支差額
	人	人	反	頭	%	百圓	百圓	百圓
北 星	8.2	3.6	61.7	1.6	85.8	4,913	4,262	651
大 曲	7.7	3.9	68.2	2.0	82.6	4,341	4,295	46
母 子 里	9.0	3.3	41.2	1.0	67.7	3,177	2,868	309

(2) 作付面積の約半分は馬鈴薯である。燕麥がこれに次ぐ。部落毎には顯著な差異は見られない。階層毎に見ると、下層ほど馬鈴薯や燕麥の作付割合が少なくなり、麥類、豆類、ソバ、イナキビなどの食用作物(殆ど自家用)の割合が多くなる傾向がある。

第27表 部落別、階層別作付状況

(部落別)		%										
部落別	作物別	麥類	豆類	ソバ	イナキビ	トウモロコシ	馬鈴薯	燕麥	デントコーン	牧草	その他	計
北	星	7.3	6.4	1.8	1.7	3.1	45.4	13.4	3.0	14.5	3.4	100.0
大	曲	5.6	6.0	0.5	1.8	1.8	45.9	18.6	2.4	12.7	4.7	100.0
母	子里	5.6	7.5	4.3	1.1	2.4	46.5	15.2	2.1	6.8	8.5	100.0

(母子里内階層別)

階層別	作物別	麥類	豆類	ソバ	イナキビ	トウモロコシ	馬鈴薯	燕麥	デントコーン	牧草	その他	計
上	(3戸)	3.2	5.4	1.3	0.8	2.2	48.3	15.9	3.5	6.5	12.9	100.0
中	(3戸)	5.4	8.9	4.9	1.3	2.7	45.9	15.2	1.5	5.3	8.9	100.0
下	(3戸)	10.8	9.5	9.7	1.4	2.4	40.0	12.4	—	9.0	4.8	100.0

(3) 労働力の投下状況についてみる。経営面積の大なる農家(上層)或は家族労働力の少ない農家に於ては馬鈴薯収穫期たる10月に臨時雇傭労働力を使用する。北星は10戸中5戸、大曲は6戸中3戸、母子里は全戸が林業賃労働に従事する。

自家労働に限つて、その配分状況を部落別に見ると、北星と大曲では顕著な差異はないが母子里は前2者に比して自家農業に従事する日数の割合が少なく、林業労働及びその他の賃労働に従事する割合が多くなつている。母子里内の階層別に見ると、自家農業は上、中で差がなく下層で著しく少なくなる。林業賃労働では一定の傾向は見られないが、林業賃労働にその他の賃労働を加へたものは下層が著しく大となる。

第28表 部落別、階層別自家労働配分状況

(部落別)		%				
部落別	種別	自家農業	林業賃労働	その他賃労働	自家薪切	計
北	星	84.7	9.2	3.3	2.8	100.0
大	曲	81.7	8.7	5.1	4.5	100.0
母	子里	71.5	16.5	9.3	2.7	100.0

(母子里内の階層別)

階層別	種別	自家農業	林業賃労働	その他賃労働	自家薪切	計
上	(3戸)	76.0	22.0	—	2.0	100.0
中	(3戸)	75.5	9.4	10.7	4.4	100.0
下	(3戸)	62.0	17.4	18.3	2.5	100.0

(4) 労働力投下状況を月別に見ると、馬鈴薯收穫期及び澱粉製造期たる10月に最大のピークがある。北星及び大曲に於ては10月の投下量は2~3月の3~4倍に達するが、母子里では林業賃労働の故に2倍にすぎない。(第10表及び第2圖参照)。

(5) 土地以外の生産手段、すなわち、家畜、農器具などについて見ると、馬、プラオ、ハローなどの主要な生産手段については母子里が他の2部落に比して劣っている。その他の家畜及び道具については各部落とも大差はない。階層別に見ると、馬、プラオ、ハローについては下層になるほど貧弱である。

第29表 部落別、階層別家畜飼育状況 (1戸當頭數)

(部落別)					(母子里内の階層別)						
部落別	種別	馬	緬羊	豚	鶏	階層別	種別	馬	緬羊	豚	鶏
北星		1.6	2.4	0.4	5.7	上(3戸)		1.3	2.7	2.0	6.0
大曲		2.0	2.8	1.5	6.7	中(3戸)		1	1.7	1.0	3.7
母子里		1.0	2.2	1.3	4.0	下(3戸)		0.7	2.3	1.3	4.3

第30表 部落別、階層別農具所有状況 (1戸當)

(部落別)								
部落別	種別	プラオ	ハロー	除草機	脱穀機	トーマ	噴霧器 撒粉器	馬車、槓等
北星		2.1	1.7	0.9	0.8	0.5	0.9	1.1
大曲		1.8	1.5	1.0	0.5	0.2	1.7	1.5
母子里		1.4	1.2	0.8	0.7	0.4	1.1	1.0

(母子里内階層別)								
階層別	種別	プラオ	ハロー	除草機	脱穀機	トーマ	噴霧器 撒粉器	馬車、槓等
上(3戸)		2.0	1.7	0.7	0.7	0.7	1.3	1.3
中(3戸)		1.3	1.0	1.0	1.0	0.3	1.3	1.3
下(3戸)		1.0	0.3	0.7	0.3	0.3	0.7	0.3

(6) 農業收穫の商品化は比較的進んでいる。北星及び大曲では馬鈴薯の大部分、豆類、燕麥、トウモロコシの約半分が換金される。母子里は前2部落に比しその商品化率ははるかに小さく、自家食料にむけられる麥類、ソバ、イナキビは殆ど換金されない。階層別に見ると、馬鈴薯で

第31表 部落別、階層別農産物商品化率

(部落別)								%
部落別	種別	麥類	豆類	ソバ	イナキビ	馬鈴薯	燕麥	トウモ ロコシ
北星		9.0	57.1	16.2	—	94.7	41.5	49.1
大曲		4.1	48.1	27.7	6.2	82.1	57.0	60.4
母子里		—	16.2	—	—	58.7	6.7	25.0

(母子里内階層別)

階層別 \ 種別	麥類	豆類	ソバ	イナキビ	馬鈴薯	燕麥	トウモロコシ
上 (3戸)	—	—	—	—	63.2	—	—
中 (3戸)	—	25.8	—	—	61.8	18.4	66.7
下 (3戸)	—	19.0	—	—	35.6	3.4	—

註. 馬鈴薯の場合、澱粉の1袋を馬鈴薯4俵として換算している。

は下層の商品化が上、中層の半分ぐらいである。

(7) 母子里における農家現金収入の中、農業収入の占める割合は他の2部落よりも小さく、林業及びその他の収入の割合は他の2部落より大である。北星と大曲では大差はない。階層別に見ると階層の高いほど農業収入の割合が大きい、林業賃収入では階層毎に大なる差はないが、この場合下層に属する No. 7 は林業賃収入 7% にすぎないが No. 8, No. 9 は夫々 49.4%, 27.6% である。No. 7 の例外を除くと下層ほど林業賃収入の割合は大となる傾向があると言へる。その他の収入の比率は下層ほど大となる。

金額でみると、階層の高いほど林業賃収入の額は多くなる。

第 32 表 部落別、階層別農家現金収入比率

(部落別)					(母子里内階層別)				
					%				
種別 \ 部落別	農業収入	林業賃収入	その他の収入	計	種別 \ 階層別	農業収入	林業賃収入	その他の収入	計
北星	81.2	11.3	7.5	100.0	上 (3戸)	71.6	23.6	4.7	100.0
大曲	78.4	12.8	8.8	100.0	中 (3戸)	62.2	25.8	12.0	100.0
母子里	63.9	24.2	11.9	100.0	下 (3戸)	47.5	22.1	30.4	100.0

(8) 農家現金支出を見ると、母子里が他の2部落に比して農業支出の割合著しく小さく、家計支出の割合が大である。北星と大曲では大曲が農業支出多く家計支出が少ないが、その差は小さい。林業支出は母子里が最も大きい。

階層別に見ると、階層高いほど農業支出多く、階層低いほど家計支出大である。林業支出は上層ほど大である。

第 33 表 部落別、階層別農家現金支出比率

(部落別)					(母子里内階層別)				
					%				
種別 \ 部落別	農業支出	林業支出	家計支出	計	種別 \ 階層別	農業支出	林業支出	家計支出	計
北星	51.1	8.5	40.4	100.0	上 (3戸)	38.2	20.8	41.0	100.0
大曲	56.6	9.2	34.2	100.0	中 (3戸)	27.8	15.9	56.3	100.0
母子里	31.5	17.8	50.7	100.0	下 (3戸)	19.4	13.5	67.1	100.0

(9) 現金收支を対照すると赤字農家は少ない。下層及び中層にあらわれる。農業収入のみで總支出をまかない得る農家も少ない。大部分の農家は林業及びその他の収入で黒字となつていゝ。各部落とも同様である。(第23表, 第5表参照)。

(10) 林業収入より林業支出を差引いた残り, すなわち, 林業労働に従事した者が家庭に實際に持ち歸る金額(1~6萬圓)は農家現金經濟の大いさ(現金収入 20~90萬圓)に比してさほど大きいものではない。林業支出は大部分飯場費と飼料代であり, これは本來家計費と家畜飼育費とに屬するものである。それ故, 林業労働就勞の動機は現金獲得による家計補助, 農閑労働力の利用であるとともに, 家計費及び家畜飼育費の節約の意味も深いと思われる。

結 言

北星, 大曲及び母子里の部落について, その農業經營の條件(位置その他の環境, 土地, その他の生産手段) 労働力の配合並びに投下狀況, 農業收穫の商品化率, 農家現金収入及び現金支出などを比較してみると, 北星と大曲では殆ど顯著な差異を見出すことが出來ない。收支差額及び貯蓄額などにおいてはむしろ北星の方がすぐれている。母子里は農業經營の條件において前2者より可成り劣つており, 労働力投下配分狀況及び現金収入の面において林業賃労働との關連が前2者よりもかなり深い。母子里と北星, 大曲とのこの様な差は母子里が林内植民農家の部落であるが故であるという説明は北星もまた林内植民農家の部落であることから直ちに否定される。この差異は母子里が森林の近くに存在し林業労働に従事する機会にめぐまれているのに對し, 他の2者は母子里に比して森林との距離がより遠く, 従つて林業労働の機会が少ないことに基いていゝと考えることが出來る。

北星と大曲では殆ど差がなく, むしろ北星が農業的にすぐれている點も少なくない。この兩部落は北海道の農村としてはむしろ上の部に屬するものである。この様な事實に照して考察すると林内植民農家と一般農家の實質的な差異, すなわち, 農家經濟の内部より見た差異は殆どないと言ひ得る。

林内植民と演習林との結びつきを見ると, 母子里では殆ど全戸が演習林事業に従事し, 且つ演習林が需要する労働力の大部分は母子里より供給されている。この點より見ると, 演習林と植民農家とのつながりは深い様である。しかし, 一方において, 北星を見るとその林業労働就勞の狀況は大曲とほとんど差異はない。北星より演習林事業に就勞する者は殆どなく, 林業に對する就勞は大曲と同様國有林事業に對するものである。ここでは北星が植民部落であるが故の演習林との結びつきは形式的に農地の貸借契約が存在するほかは何も認めることは出來な

い。母子里が演習林事業と結びついているのは母子里の位置、すなわち、森林に近く展開していることと演習林に森林事業があることに基くものである。演習林はまた、事業の分量が多い場合には一般農家からも労働者を募集する。

林内植民はその創設の当初、労働力確保の困難であつた時代にはよくその設定の趣旨にかなつたものであつたと推察されるのであるが、現在ではその意義は失われていると言へよう。一般農家と植民農家とを分つべき経済的特徴はすでにない。

川島三二氏* は昭和 11 年、天鹽第一演習林の林内植民を調査して、その結論の中で「若しも労働供給の圓滑を期するための植民設定なれば、其意義は消失していると云い得る」と述べている。

天鹽第一演習林において昭和 11 年に指摘された事柄が雨龍演習林においても指摘されたのである。

母子里を林内植民農家の部落であると否とにかかわらず、森林の近くに展開する部落と見ることが前述した所で許されるであろう。母子里を森林に近い部落の代表と見、北星、大曲を比較的遠い部落の代表と見る場合、森林に近い部落の農家経済はその労働力の配分状況、農家現金収入における林業労働賃収入の比重などにおいて森林に遠い部落よりも林業労働に密接に関連していると言い得る。

また、農家経済における林業労働のこの様な関連は 1 部落内では下層農家ほど密接である様に観察される。

* 川島三二、前掲書。

R é s u m é

In Hokkaido, the forest colonization system has been carried out from an early time for the purpose of obtaining a constant supply of forest labourers. But, it seems that the significance of forest colonization has fallen off gradually, as developments have advanced and population has increased. Nowadays, the most part of forest labour is supplied by farmers. Therefore, farmer's economy is closely concerned with forest labour, without considering whether the farmers are forest colonists or not. We selected two villages which were colonized in the Uryu experiment forest and an ordinary farm-village in neighbouring district, in order to study the present meaning of the forest colonization system and moreover to investigate the connection between forest labour and the farmer's economy.

One of the forest colony villages (Moshiri) is located near forest and has comparatively low agricultural producing capacity. The other forest colony village (Hokusei) and the ordinary farm-village (Ōmagari) are located comparatively far away from forest and have higher producing capacity.

According to investigation, there can not be recognized any great differences between Hokusei and Ōmagari, as to farming conditions, labour distribution, sale of agricultural harvest, cash income and expenditure and the situation of forest labour in the farmer's economy. Moshiri is inferior to Hokusei and Ōmagari, as to farming conditions, etc. But the matter of income from forest labour in the farmer's economy is more significant in Moshiri.

At present, there are no significant economic differences to differentiate the forest colonial and the ordinary farm-village. In general, farmer's economy is more closely concerned with forest labour in a village which is located near forest than in a village which is far from the forest. The importance of forest labour in farmer's economy is more significant for farmers belonging to the lower class of economic conditions than for those who are better off.